

5 盛 総 号 外

令和5年5月30日

盛岡市議会議長 竹 田 浩 久 様

盛岡市議会議員 各位

盛岡市長 谷 藤 裕 明

包括外部監査結果等（措置計画）に基づく措置状況等について

のことについて、平成30年度及び令和3年度の包括外部監査結果等に対する措置計画のうち、未措置となっている事項につきまして、令和5年3月31日時点の措置及び取組状況を取りまとめましたので、別添のとおり御報告いたします。

なお、これまでの包括外部監査報告書につきましては、市ホームページ（外部監査制度）を御参考願います。

担当：総務部総務課 清見 則行

中田 千咲

電話 626-7513（直通）

平成30年度包括外部監査結果等措置状況（R5.5確定）

監査対象事 件	所管課	区分	指摘等 件数	措置済 件数	今回措置 件数	未措置 件数	(参考) 指摘事項等項目
業務改革 の推進に ついて	職員課	監査結果	2	2	-	0	1 業務処理 (4) 始業・終業時刻の確認不備 3 人員配置 (5) 職務専念義務免除の手続きもれ
	資産税課	監査結果	2	2	0	0	1 業務処理 (2) 外部機関情報との整合性確認の不備 2 契約 (3) 予定価格積算の不備
	健康保険課 市民税課 資産税課	監査結果	1	1	0	0	2 契約 (1) 合理的理由に乏しい随意契約
	公園みどり課	監査結果	1	1	-	0	1 業務処理 (8) 会計事務の不備（団体会計）
	小計（監査結果）		6	6	0	0	
	総務課	参考意見	1	1	-	0	1 業務処理 (13) 電子決裁の低利用
	職員課	参考意見	4	4	-	0	3 人員配置 (1) 個々の業務量の積み上げによらない必要人員数の積算 (2) 時間外勤務の限度超過 (3) 時間外勤務の過小認識の懸念 (4) 臨時・非常勤職員の任用根拠と勤務実態の不整合
	市民税課	参考意見	1	1	-	0	1 業務処理 (1) 庁内情報の収集不足
	市民税課 市民登録課	参考意見	※1 1	0	※2 0	1	1 業務処理 (12) ICT活用による業務効率化の余地 ※1 市民税課については、R1.10月に措置済 ※2 市民登録課については、未措置
	資産税課	参考意見	2	2	0	0	1 業務処理 (3) リスク評価と対応の充実化の余地 2 契約 (2) 1者応募
	医療助成年金課	参考意見	1	1	-	0	1 業務処理 (11) 電子媒体化による業務効率化の余地
	健康保険課	参考意見	1	0	1	0	2 契約 (4) 標準システム移行によるコスト削減余地
	会計課	参考意見	1	1	-	0	1 業務処理 (10) 代替評価の検討不足
	学校教育課 学務教職員課	参考意見	1	0	0	1	1 業務処理 (5) 業務集約化の検討不足
	学務教職員課	参考意見	1	0	0	1	1 業務処理 (6) 合理的根拠を欠いた私費
	市立高等学校	参考意見	1	1	-	0	1 業務処理 (9) 会計事務の不備（学校徴収金）
	管財課 公園みどり課 乙部地区公民館 太田支所	参考意見	1	1	-	0	1 業務処理 (7) 必要性に乏しい団体会計
小計（参考意見）			16	12	1	3	
計			22	18	1	3	



平成30年度包括外部監査結果等（措置計画）未措置事項の取組状況調

テーマ：業務改革の推進について【意見分】

部局等名 市民部			
報告書頁	指摘事項等	措置計画	未措置事項の取組状況(担当課)
53	<p>2 契約</p> <p>(4) 標準システム移行によるコスト削減余地</p> <p>【現状の問題点】</p> <p>国民健康保険事務について、平成30年度から市町村事務処理標準システムへの移行は難しい状況にあつたとはいえ、既存システムに要する更新・維持コストとの比較で、標準システムへの移行によるコスト削減余地があると考えられる。</p> <p>【解決の方向性】</p> <p>平成34年度まで標準システム移行に対する財政措置（国の1／2補助）がある点を見据え、標準システムへの移行の代替評価を行う。標準システムへの移行については、現行の業務処理を継続する前提とせず、業務の標準化やICTの徹底的な活用等による業務改革の推進を併せて検討する。</p>	<p>岩手県では、複数の市町村の共同利用により事務効率化を図るため、国保事務処理標準システムのクラウド化を令和2年10月から開始することとしており、本市におきましても、令和5年2月に、県の標準システムに参加し、移行したところです。</p> <p>(健康保険課)</p>	<p>●措置済</p> <p>岩手県では、複数の市町村の共同利用により事務効率化を図るため、国保事務処理標準システムのクラウド化を令和2年10月から開始しており、本市におきましても、令和5年2月に、県の標準システムに参加し、移行したところです。</p> <p>(健康保険課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成30年度包括外部監査結果等（措置計画）未措置事項の取組状況調

テーマ：業務改革の推進について【意見分】

報告書頁		指摘事項等	措置計画	未措置事項の取組状況(担当課)
部局等名	市民部			
41	1 業務処理 （12）ICT活用による業務効率化の余地	<p>【現状の問題点】 市民税課におけるRPA導入による業務効率化の可能性の検討結果より、現行の業務処理において一定の時間削減効果が見込まれるため、ICT活用による業務合理化の余地が認められる。</p> <p>【解決の方向性】 業務プロセスの改善手法を取り入れながら、ICT活用による業務合理化を推進する。</p>	<p>市民登録関係手続きにおけるOCR活用による職員の業務従事時間削減について、他都市の実例を令和元年10月までに調査するとともに、OCR機能の精度、事務の削減時間、それによる費用対効果から、ICT活用導入の可能性を令和元年12月までに検討し、判断してまいります。 (市民登録課)</p>	<p>●未措置</p> <p>令和2年度までは、他市での導入実績のある窓口支援システムや住民異動届及び各種証明交付システムの情報を基に、市民登録課において新規システムの導入及びAI-OCR、RPAの活用を検討してきたところですが、時間外勤務の削減効果とシステム維持費を比較した結果、費用対効果等の観点から新規システムの導入は見送られました。</p> <p>今後は、令和2年9月に国から示された住民登録システムの「標準仕様書」に基づき、令和3年度から令和6年度に具体的なシステム更改の検討を行うこととしており、業務の効率化、事務改善を見据え、業務プロセスの見直しを行うなどの根本的な対応策及びAI-OCR、RPAP等のICT活用導入を検討してまいります。</p>
				「監査結果」と「参考意見」は別表に作成すること。

平成30年度包括外部監査結果等（措置計画）未措置事項の取組状況調

テーマ：業務改革の推進について【意見分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	未措置事項の取組状況(担当課)
1 23	<p>1 業務処理</p> <p>(5) 業務集約化の検討不足</p> <p>【現状の問題点】</p> <p>学校徴収金が各学校により異なることから、会計業務の実態調査を実施し、学校とともに、教員の業務負荷軽減が図られるよう業務改善について方策を検討しているといえるか疑問である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆内部管理業務の集約化により、教員の業務負荷軽減が図られること ◆内部管理業務の集約化により、事務処理の質の向上が期待できること <p>【解決の方向性】</p> <p>学校徴収金の徴収・管理業務について、業務の一元化・集約化（事務の共同実施を含む）によるメリット評価を行い、業務集約化による業務改善の余地がないか検討する。</p>	<p>●未措置</p> <p>学校給食費については、公会計化を実施できるよう、関係部署との協議・調整を図っているところであります。また、国では給食費無償化に向けて検討することとしており、学校給食費の徴収・管理業務に影響する可能性もあることから、その動向についても注視してまいります。</p> <p>(学務教職員課・学校教育課)</p>	<p>●未措置</p> <p>学校給食費については、公会計化を実施できるよう、関係部署との協議・調整を図っているところであります。また、国では給食費無償化に向けて検討することとしており、学校給食費の徴収・管理業務に影響する可能性もあることから、その動向についても注視してまいります。</p> <p>(学務教職員課)</p> <p>その他の学校徴収金（学年費、学級費、修学旅行積立金、卒業積立金、児童生徒会長など校長が定めるもの）について、学校からの徴収金の報告書を確認したところ、内容及び徴収金額は各学校の実態を反映しているものであります。徴収、管理業務に係る負担軽減の方策について引き続き検討いたします。</p> <p>(学校教育課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

平成30年度包括外部監査結果等（措置計画）未措置事項の取組状況調査

テーマ：業務改革の推進について【意見分】

報告書頁	指摘事項等	部局等名 教育委員会	
		措置計画	未措置事項の取組状況(担当課)
26	1 業務処理 ⑥ 合理的根拠を欠いた私費会計	<p>【現状の問題点】</p> <p>学校徴収金の1つである学校給食費について、私費会計の取扱いに関する整理が十分でないといと認められるため、市における現行の学校給食費の徴収管理によって、私費会計とする合理的根拠は希薄である。</p> <p>【解決の方向性】</p> <p>学校給食費に係る契約関係、現金等の保管、給食費の債権の取扱いを、私費会計との整合性の観点より整理する。 私費会計とする合理的説明付けが困難な場合、公会計に移行する。</p>	<p>●未措置</p> <p>早期に公会計化を実施できるよう、関係部署との協議・調整を図っています。また、国では給食費無償化に向けて検討することとしており、学校給食費の徴収・管理業務に影響する可能性もあることから、その動向についても注視してまいります。</p> <p>(学務教職員課)</p> <p>(学務教職員課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和3年度包括外部監査結果等措置状況（R5.5確定）

監査対象事件	所管課	区分	指摘等件数	措置済件数	今回措置件数	未措置件数
住宅事業に関する財務事務の執行について	建築住宅課	監査結果	9	7	0	2
	小計（監査結果）		9	7	0	2
	建築住宅課	参考意見	22	18	0	4
	建築指導課	参考意見	2	2	0	0
	小計（参考意見）		24	20	0	4
	計		33	27	0	6

令和3年度包括外部監査結果等（措置計画）未措置事項の取組状況調

テーマ：住宅事業に関する財務事務の執行について【意見分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	未措置事項の取組状況(担当課)
69	使用量の算定【意見09】	<p>●未措置</p> <p>市営住宅に関する事務におけるマイナンバーの利用について</p> <p>【現状の問題点】</p> <p>現状においても、市税部門から入手する所得情報を家賃算定に用いているが、マイナンバーを利用することにより、所得情報のみならず住民記録との連携も可能となる。</p> <p>【解決の方向性】</p> <p>入居者又は申込者の利便性の向上、事務手続の電子化による正確性の向上並びに処理の簡素化による事務効率の向上の観点から、市営住宅の管理に関する事務にマイナンバーを利用するなどを検討されたい。</p>	<p>市営住宅の管理に使用しているシステムにおいて、所得情報や控除情報を連携することが可能であることはシステム業者に確認できました。しかし、そのためには費用を伴うシステム改修が必要であり、マイナンバーを利用しての条例改正の必要性の有無についても確認が終わっていないことから、今後も検討してまいります。</p> <p>(建築住宅課)</p> <p>「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。</p>

令和3年度包括外部監査結果等（措置計画）未措置事項の取組状況調

テーマ：住宅事業に関する財務事務の執行について【意見分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	部局等名 建設部 未措置事項の取組状況(担当課)
80	募集事務【意見13】	<p>募集方法の見直しについて</p> <p>【現状の問題点】 定期募集が行われたが、応募がない住宅について、現在の募集の仕方だと、12ヶ月のうち6ヶ月しか募集が行われない。</p> <p>【解決の方向性】 通常、募集が行われる期間が長い方が、入居希望者も当該募集住宅を目にすると機会が増え、応募の可能性が高くなるであろうことを考慮すると、過去の定期募集のデータから抽選の可能性が低いアパートについては、年間を通して随時募集をした方がよいのではないか。</p>	<p>●未措置 応募の可能性が高くなる募集方法について検討してまいります。 (建築住宅課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和3年度包括外部監査結果等（措置計画）未措置事項の取組状況調査

テーマ：住宅事業に関する財務事務の執行について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	部局等名 建設部	
		措置計画	未措置事項の取組状況(担当課)
85	入居手続【結果04】 指定管理者仕様書の手続フローの更新について	<p>【現状の問題点】</p> <p>現状の手続フローの記載では、指定管理者では作成することができない入居者台帳が指定管理者でも作成できるように読み取れ、本来作成される書類名が適切に記載されていないため、指定管理者が業務を遂行するにあたり混乱をきたす可能性が否定できない。</p> <p>●未措置</p> <p>指定管理者が業務を遂行するに当たり混亂しないよう手続フローを定期的に見直し、適宜更新してまいります。</p>	<p>現在、手続きフローを含めた指定管理に係る各種書類を再度精査しており、更新箇所が確定し次第、更新することとしております。</p> <p>(建築住宅課)</p> <p>【解決の方向性】</p> <p>手続フローは定期的に見直し、適宜更新する必要がある。</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和3年度包括外部監査結果等（措置計画）未措置事項の取組状況調

テーマ：住宅事業に関する財務事務の執行について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	未措置事項の取組状況(担当課)
部局等名 建設部			
114	維持管理業務 【結果07】		<p>●未措置</p> <p>【現状の問題点】</p> <p>社内の指定管理業務担当部門から社内その他部門に一 次委託し、その後、当該他の部門が二次委託先として 第三者に再委託しているが、当該第三者については再 委託先として市の承認を受けていない。</p> <p>【解決の方向性】</p> <p>社内その他部門を通した事務であっても指定管理者が 第三者に業務を委託している事実に変わりはなく、再 委託について基本協定書に基づき市に承認を受ける べきである。</p> <p>●未措置</p> <p>二次委託としての再委託先について も市の承認を得るよう基本協定書の改 正をしてまいります。 (建築住宅課)</p> <p>(建築住宅課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和 3 年度包括外部監査結果等（措置計画）未措置事項の取組状況調

テーマ：住宅事業に関する財務事務の執行について【意見分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	未措置事項の取組状況（担当課）
部局等名	建設部		
116 維持管理業務【意見20】	<p>退去に伴う残置物の取り扱いについて</p> <p>【現状の問題点】</p> <p>単身入居者死亡時の対応も含めた残置物についての具体的な対応方針を策定していない。</p> <p>【解決の方向性】</p> <p>残置物の取り扱いに係る処理要領等を策定し、残置物を速やかに移動、保管、処分し、住宅環境の維持保全に努めるべきである。</p>	<p>●未措置</p> <p>残置物の取り扱いをするうえで必要な要領等の制定に向けて調査・検討を進めています。</p>	<p>(建築住宅課)</p> <p>(建築住宅課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。

令和3年度包括外部監査結果等（措置計画）未措置事項の取組状況調

テーマ：住宅事業に関する財務事務の執行について【意見分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	部局等名	建設部 未措置事項の取組状況(担当課)
119	資産の管理【意見22】	<p>●未利用地について</p> <p>【現状の問題点】 以前市営住宅に利用されていたが、その後建物は取り壊され、現在は未利用地になっているものが、市内に4箇所ある。</p> <p>【解決の方向性】 当該土地の売却可能性と売却時の対価の見積りを取り、発生する負担と比較して、売却時の対価の方が高いならば、処分の道筋をつけるべきである。 売却時の対価の方が低いということならば、あるいはそもそも売却できる可能性が低い場合には、物置や資材置き場、駐車場など何らかの利用方法を検討する必要である。</p>		<p>●未措置</p> <p>現在の状況では、売却できる可能性が低く現状維持となることから利用方法について検討してまいります。 (建築住宅課)</p>

「監査結果」と「参考意見」は別葉に作成すること。